

令和6年12月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に12月10日（火）、冬のボーナス（令和6年12月期の期末・勤勉手当）が支給されます。一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は、約652,800円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約652,800円

支給月数 2.210月 (昨年2.260月)

平均給与額 約295,400円 (昨年約298,400円)

(俸給+扶養手当+地域手当等)

平均年齢 33.1歳 (昨年33.4歳)

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ（令和6年国家公務員給与等実態調査（人事院））によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当の平均支給額は、約674,300円であり、本年は約21,500円（約3.2%）減少しています。これは、令和6年12月期の期末・勤勉手当については、本年の人事院勧告に基づく給与法改正法案が成立していないこと、平均年齢が低下したこと等によるものです。

- (注) ① 昨年の給与法改正等において、年間0.1月分の支給月数の引上げを昨年12月期において行った上で、本年においては、年間の支給月数の引上げを半期ごとにそれぞれ0.05月分ずつ引き上げることとしたことにより、昨年12月期と比較して本年12月期の支給月数が0.05月分減少（2.26月→2.21月）した一方で、本年は給与法改正が行われておらず支給月数が据え置かれていることから、昨年同期と比較して0.05月分減少しているものです。
- ② 本年12月9日に国会に提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が成立し、公布・施行された場合、俸給の増額に加え、ボーナスの支給月数は年間0.1月分増加し、12月期のボーナスの平均支給額は昨年同期に比べ約7.1%増の約722,000円となり、今回支給された額との差額分が後日支給されます。

(参考) 主な特別職の令和6年12月期の期末手当の支給額の試算例 (注)

	支給額	(返納後の額)
内閣総理大臣	約579万円	(約392万円)
国務大臣	約422万円	(約327万円)
(一般職) (事務次官)	約326万円	
(局長クラス)	約249万円	
最高裁長官	約579万円	
衆・参両院議長	約535万円	
国会議員	約319万円	

※ 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.70月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として算出しています。)

※ 上記の支給額は、令和6年6月2日から令和6年12月1日まで継続して在職(在職期間別支給割合100/100)したものととして算出したものです。

(注) ① 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和6年11月11日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。加えて、「閣僚の給与の返納について」(令和5年11月24日閣僚懇談会申合せ)に係る返納^{*}については、現下の諸情勢に鑑み、当面、内閣として継続することとする。」との申合せがされています。「返納後の額」は、「支給額」から、上記の申合せにより国庫に返納する額を減じた額です。

石破内閣総理大臣は令和6年10月1日就任であり、在職期間別支給割合が30/100で計算されるため、国会議員としての期末手当(約319万円)を含めた支給額は約397万円となり、返納後は約341万円となります。

※ 内閣総理大臣及び国務大臣の給与について、特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第74号)による令和5年4月1日以降の給与の増額分に相当する額を国庫に返納。

② 本年12月9日に国会に提出された特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が成立し、公布・施行された場合、特別職の国家公務員の給与については、一般職の国家公務員の給与の改定に準じて引き上げる改定が行われますが、国会議員から任命された内閣総理大臣や国務大臣等の給与については、現下の諸情勢に鑑み、改正法附則において、当分の間、改正前の水準に据え置くこととされます。また、①の返納の取扱いについては、改正法が成立した場合においても継続されます。これらにより、内閣総理大臣及び国務大臣等に実際に支払われる給与の額は、法改正前と同額となります(内閣総理大臣:法律本則上の支給額約579万円、実際の支給額約392万円。国務大臣:法律本則上の支給額約422万円、実際の支給額約327万円)。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当:橋本、御船、高野

特別職担当:桑原、松元、笠井

電話:(直通)03-6257-3759

メールアドレス:naijin-kyuyo.b5h_atmark_cas.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。